

熊本県農業研究センター動物実験規程

令和2年（2020年）8月17日制定
令和6年（2024年）11月19日改正

（目的）

第1条 この規程は、動物愛護及び動物実験の関係法令等ならびに「熊本県農業研究センター動物実験指針（以下「指針」という。）に則り、熊本県農業研究センター（以下「センター」という。）における動物実験に関して遵守すべき事項を定めることにより、科学的かつ動物福祉の観点から適正な実験の実施を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、センターで行われる哺乳類、鳥類をはじめとした、すべての脊椎動物を用いた実験に適用される。

（定義）

第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）委員会とは、指針で設置した動物実験委員会をいう。
- （2）動物実験とは、動物を試験研究、検査又は教育その他、科学上の利用に供することをいう。
- （3）実験動物とは、動物実験のため、施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類などの脊椎動物（施設に導入する等、輸送中のものを含む）をいう。
- （4）動物実験計画とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
- （5）動物実験責任者とは、動物実験等を実施する研究所長とする。
- （6）動物実験管理者とは、動物実験等を実施する研究室長に相当する者とする。
- （7）動物実験実施者とは、動物実験等を実施する研究員とする。
- （8）動物実験関係者とは、動物実験等を実施する研究所長、研究室長に相当する者、研究員および圃場管理室または畜産管理室職員とする。

（実験計画）

第4条 動物実験関係者は、実験計画立案にあたり、研究の目的や意義・必要性、実験動物を用いない代替法の検討、供試動物数の削減、苦痛の軽減を考慮した方法を検討する。

- 2 動物実験管理者は、動物実験の開始前に、前項に基づき小課題ごとに作成した動物実験計画書（別紙第1号様式、以下「計画書」という。）を作成し、動物実験責任者に提出する。
- 3 動物実験責任者は、前第2項で提出のあった計画が各種法令、指針及び本規程に照らし、妥当であることを確認後、センター所長に提出する。
- 4 センター所長は、提出のあった計画書の妥当性について、委員会に審査を行わせる。

ただし、実験の目的が家畜の生産性向上に資する育種改良又は試験研究であり、かつ、実験方法が一般的な家畜の飼養管理・治療又は試験データの取得において実

施される手技手法に該当する場合は、委員会の審査を省略できる。

- 5 前第4項ただし書きに記載の委員会の審査を省略できる手技手法は、別表のとおりとする。
- 6 委員会は提出された計画書について、各種法令、指針及び本規程に照らし、その妥当性を審査し、その結果をセンター所長に報告する。
- 7 センター所長は、計画書の内容や委員会による審査結果を踏まえて承認の可否を決定する。
- 8 動物実験責任者は、委員会の助言又は指導に従って有効・適切な実験を行うよう計画を修正し、センター所長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
- 9 動物実験を開始した後に、前第5項に該当しない手技手法を用いた動物実験等の必要が生じた場合は、動物実験責任者及び動物実験管理者は動物実験変更計画書（別紙第2号様式）をセンター所長に提出し、承認を得る。
ただし、3Rの理念（代替法の利用、使用数の削減、苦痛の軽減）にかなう変更、動物実験関係者の変更等軽微な変更及び動物実験を中止する場合は、動物実験計画変更届（別紙第3号様式）を提出することとし、この場合は承認を必要としない。

（実験操作）

- 第5条 動物実験関係者は、動物実験の実施に当たって、指針に則り以下の事項を遵守するよう努めなければならない。
- （1）実験実施に先立ち、必要な実験手技を習得する。
 - （2）適切な麻酔薬、鎮静剤等の投与により苦痛を可能な限り軽減する。
 - （3）実験操作期間を可能な限り短縮する。
 - （4）実験動物が著しく不適切な状態に陥ったときは、実験を中止する。
 - （5）実験操作期間を通じて適切な術前・術後管理を実施する。

（実験動物の処理）

- 第6条 動物実験関係者は、動物を処分する際には、致死量以上の麻酔薬等の投与又は他の適切な方法によって、その動物にできる限り苦痛や恐怖を与えないように努め、速やかに安楽死の処置をとらなければならない。
- 2 実験動物の死体並びに廃棄物等は、環境汚染や人の健康障害を起こさないよう、適切な処理を行わなければならない。

（飼養管理・施設）

- 第7条 動物実験関係者は、指針に則り以下の事項を遵守するよう努めなければならない。
- （1）適切に維持管理された施設等において動物実験等を行う。

- (2) 動物の生理、生態、習性などを学習し、給餌給水、飼育環境整備を行う。
- (3) 感染症等の疾病予防に配慮し、適正な飼養、輸送、保管、治療等を行う。
- (4) 動物のみならず、動物実験関係者の健康及び安全を保持する。
- (5) 臭気や騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する。

(記録の作成・報告及び保管)

第8条 動物実験関係者は、実験動物の飼育履歴及び病歴等に関する記録管理を適正に行う。

- 2 動物実験管理者は、動物実験を実施した場合は、毎年度、実験動物飼養保管状況点検票（別紙第4号様式）及び動物実験実施点検票（別紙第5号様式）により動物実験責任者へ報告する。
- 3 動物実験管理者は、動物実験が終了した場合は、動物実験実施報告書（別紙第6号様式）を動物実験責任者に提出する。

(自己点検・評価)

第9条 動物実験責任者は、前条第2項及び第3項で提出のあった動物実験の内容等を確認の上、動物実験に関する自己点検報告書（別紙第7号様式）によりセンター所長に報告する。

- 2 センター所長は、前項により報告を受けた動物実験が、第4条第5項のただし書きに該当しない場合には、委員会に評価を行わせる。
- 3 委員会は、評価を実施した場合は、動物実験に関する評価報告書（別紙第8号様式）に結果をとりまとめ、センター所長に報告する。
- 4 センター所長は、前第3項で報告のあった評価の結果について、必要に応じて農業研究センター以外の者による検証を実施する。

(情報公開)

第10条 センター所長は、前条第1項及び第3項で提出のあった自己点検報告書又は評価報告書を公表する。

- 2 センター所長は、前条第4項で実施した農業研究センター以外の者による検証の結果を公表する。

(他の機関で定められた規定等との関係)

第11条 動物実験関係者が農家、又は他の法人等の外部機関で動物実験を実施する場合であってもこの規程に従うものとし、その外部機関が同等以上の動物実験等に関する指針・規程を定めている場合は、それに従って動物実験を実施する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、動物実験の取扱いに関し必要な事項・事象については、委員会とその都度協議し、センター所長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年（2020年）8月17日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、令和6年（2024年）11月19日から施行する。
- 2 施行日までに実施されている動物実験については、既に承認を得たものとする。

【別表】 研究機関、畜産業、家畜診療分野で一般的に行われる手技手法

種 別	区 分	項 目
研究機関	試験データ 繁殖技術	体重測定、体高測定、超音波診断装置による肉質調査、通常と畜による枝肉調査、制限給餌等による能力検定 直腸検査、繁殖（人工授精、自然交配）、採卵及び受精卵移植（外科的開腹を伴わないもの）、精液採取
乳用牛	管 理	除角、鼻環装着、個体識別（耳票装着等）、削蹄、搾乳、乾乳、分娩介助、母子分離（離乳）、つなぎ飼い、ワクチン接種、調教、予後不良個体の自主的とう汰
肉用牛	管 理	除角、去勢、個体識別（耳票装着等）、削蹄、鼻環装着、分娩介助、母子分離（離乳）、つなぎ飼い、ワクチン接種、調教、予後不良個体の自主的とう汰
豚	管 理	分娩介助、切歯、断尾、個体識別（耳刻、耳票装着等）、去勢、離乳、ワクチン接種、ストール飼育、予後不良個体の自主的とう汰
鶏	管 理	ビークトリミング（断嘴）、個体識別（翼帯、脚帯装着）、誘導換羽（制限給餌）、光線管理、ワクチン投与（飲水制限、穿刺又は注射等）、ケージ飼い、予後不良、選抜漏れ及び試験終了後不用個体の自主的とう汰
馬	管 理	繁殖（自然交配、人工授精）、分娩介助、ワクチン接種、個体識別（烙印、マイクロチップ等）
家畜診療	治 療	広く一般的に実施される農林水産大臣が定める「家畜共済診療点数表」に示す検査・治療